



令和 3 年 2 月 1 9 日
不動産・建設経済局 建設市場整備課

令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

- 令和 2 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和 3 年 3 月から適用することとしたので、お知らせします。

【改訂後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で対前年度比 1. 2 %引き上げられることとなります。(資料 1)
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成 2 5 年度の改訂から9 年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が 2 0, 4 0 9 円となりました。(資料 2)
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。(資料 3)

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課

課長補佐 松本（内線：24863）

指導調整係長 藤井（内線：24865）

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

FAX 番号 03-5253-1555

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映し**、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置※**を実施
- (3) **必要な法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用の反映を継続**

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全職種

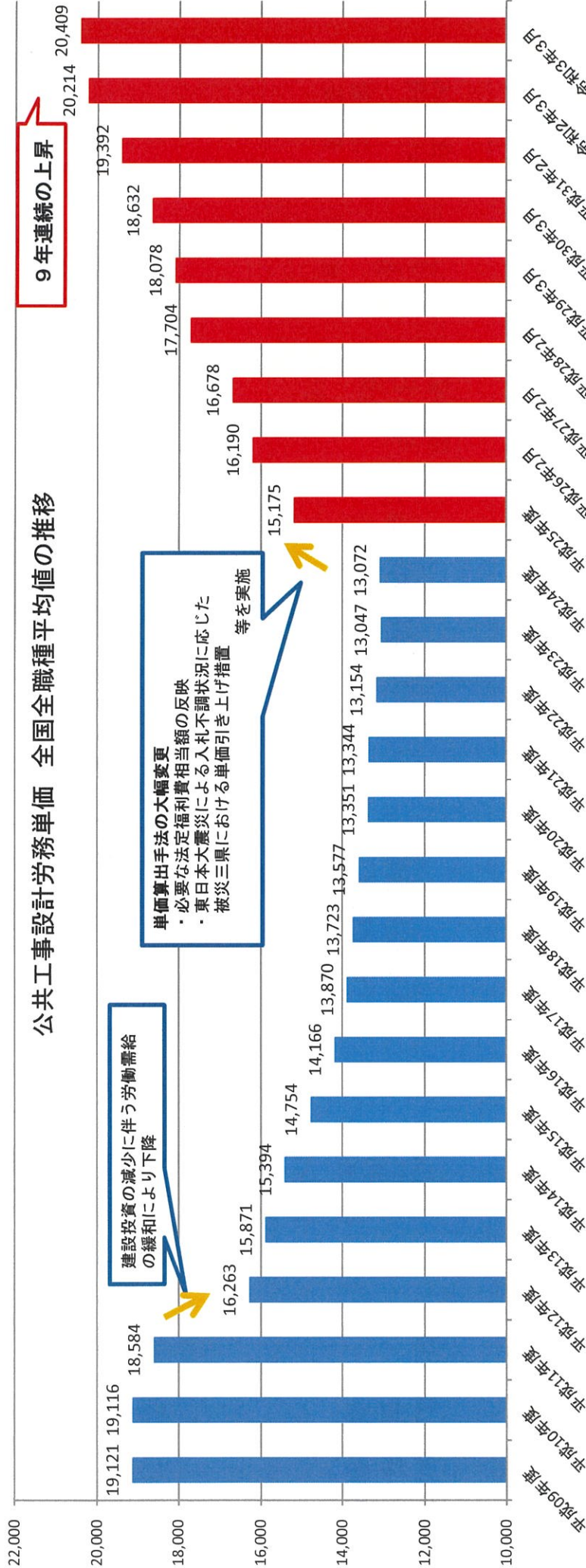
全 国 (20,409円) 令和2年3月比；+1. 2% (平成24年度比；+53. 5%)
被災三県 (22,164円) 令和2年3月比；+0. 6% (平成24年度比；+69. 8%)

主要12職種

職種	全国平均値	令和2年度比	職種	全国平均値	令和2年度比
特殊作業員	22, 193円	+0. 3%	運転手 (一般)	19, 916円	+1. 7%
普通作業員	18, 939円	+0. 3%	型枠工	25, 511円	+1. 7%
軽作業員	14, 623円	+0. 7%	大工	24, 748円	+0. 7%
とび工	25, 082円	+0. 9%	左官	24, 360円	+0. 3%
鉄筋工	24, 839円	+0. 2%	交通誘導警備員 A	14, 364円	+2. 1%
運転手 (特殊)	22, 835円	+0. 9%	交通誘導警備員 B	12, 562円	+2. 1%

注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出 注2) 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

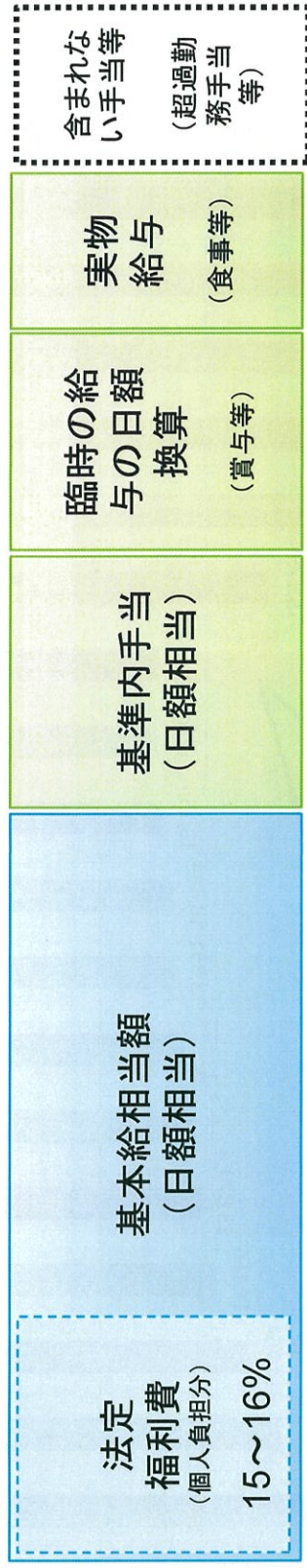
資料 3

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値（所定内労働時間8時間）として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※下記は加重平均値を用いたイメージ図

新単価の加重平均 20,409円（100%）

労働者本人が受け
取るべき賃金
（≡労務単価）



含まれな
い手当等
(超過勤
務手当
等)

この他に**事業主が**
支払う**人件費**
(**必要経費**)



4,694円（23%） 3,674円（18%）

8,368円（41%）

労務単価が20,409円（100%）の場合
には、事業主が労働者一人の雇用に
必要な経費は、**28,777円（141%）**に
なることに留意が必要

令和３年３月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和３年２月

1. 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用を適切に反映している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った単価は、前年度単価に据え置く特別措置を実施している。

また、入札不調の発生状況等に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すことのできるよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

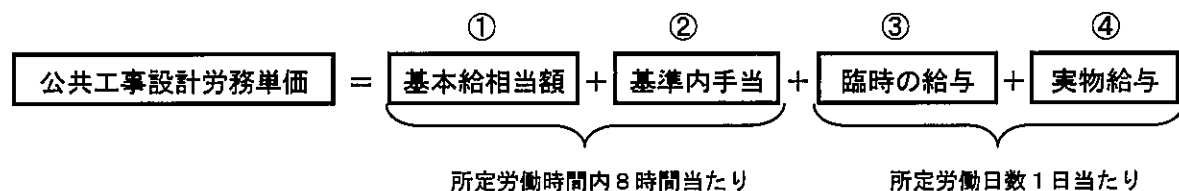
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和2年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、10,131件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で85,228人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	866	8,367
東北	1,200	12,731
関東	1,693	15,378
北陸	816	6,929
中部	1,289	10,154
近畿	1,215	9,110
中国	908	7,339
四国	773	5,102
九州	1,121	8,141
沖縄	250	1,977
全国計	10,131	85,228

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内 8 時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和 2 年 1 0 月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡 協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工
北海道	01 北海道	<21,100>	<17,300>	14,500	<19,700>	<26,400>	23,700			21,300	<24,200>
東北	02 青森県	<24,300>	<17,900>	13,800	<19,500>	26,900	24,800		26,200	19,600	26,100
	03 岩手県	<(23,400)>	(19,300)	(14,500)	<20,500>	28,300	23,800		26,300	20,700	26,000
	04 宮城県	<(24,800)>	(19,200)	(15,500)	<21,500>	29,000	26,900		26,400	22,100	31,300
	05 秋田県	<22,900>	<18,100>	14,800	<20,200>	27,000	24,400		26,300	20,300	<26,800>
	06 山形県	<23,000>	<18,100>	15,500	<20,600>	25,700	24,500		26,100	21,100	27,200
	07 福島県	<(24,800)>	(19,100)	(16,800)	<21,100>	28,200	26,700	<26,400>	26,500	21,600	27,500
関東	08 茨城県	22,000	20,500	14,300	21,000	24,200	26,100	<26,800>	<25,200>	22,000	<25,200>
	09 栃木県	21,700	19,200	14,200	20,800	<25,800>	24,700	<26,900>	<25,200>	21,700	<25,200>
	10 群馬県	21,700	20,200	15,100	20,900	26,900	23,600	<25,800>	<25,000>	21,300	<24,500>
	11 埼玉県	23,300	20,800	15,000	20,700	<25,800>	27,300	<26,900>	<25,300>	23,400	<27,000>
	12 千葉県	24,200	20,500	14,900	21,600	<25,700>	28,200	<27,500>	<25,300>	23,600	<28,100>
	13 東京都	24,700	21,600	15,600	21,600	27,100	27,900	<27,300>	<25,300>	25,700	<27,600>
	14 神奈川県	24,900	21,600	15,200	21,100	<25,700>	28,000	<27,300>	<25,100>	23,700	<25,900>
	19 山梨県	23,800	21,500	14,900	21,000	<26,500>	24,900	<27,100>	<24,900>	23,200	<25,400>
	20 長野県	22,900	19,800	15,800	20,900	<25,600>	24,600	<25,200>	<23,600>	21,800	<23,800>
北陸	15 新潟県	<22,500>	<19,000>	16,800	<20,400>	<27,200>	<23,500>	<23,500>	<24,500>	21,400	<24,700>
	16 富山県	<25,000>	<20,100>	15,800	<20,100>	<28,900>	<26,300>			22,400	<26,500>
	17 石川県	<24,100>	<20,700>	15,600	<19,900>	<29,000>	<26,400>			22,500	<26,100>
中部	21 岐阜県	<22,800>	<20,300>	15,400	21,600	<26,700>	26,400		<26,900>	<21,600>	<24,700>
	22 静岡県	<22,600>	<21,400>	14,000	20,900	<26,400>	25,500	<27,500>	<28,000>	<22,800>	<25,300>
	23 愛知県	<23,700>	<20,300>	15,800	21,000	<27,600>	27,100		<26,700>	<21,700>	<24,700>
	24 三重県	<22,700>	<19,600>	15,000	21,900	<27,200>	27,800			<21,800>	<25,000>
近畿	18 福井県	20,500	17,400	<13,500>	20,800	23,700	22,200	29,500	24,900	<19,700>	22,500
	25 滋賀県	20,800	<18,600>	<14,100>	21,500	<24,800>	<23,700>		24,700	<20,900>	<23,800>
	26 京都府	20,200	19,400	<13,300>	21,500	<24,100>	<23,400>			<20,400>	<22,900>
	27 大阪府	21,600	19,000	<13,200>	21,500	<24,900>	<24,800>			<21,300>	<23,400>
	28 兵庫県	19,500	19,200	<13,200>	20,600	<23,700>	<23,700>		24,600	<20,100>	<21,900>
	29 奈良県	21,800	19,100	<14,000>	22,500	<24,800>	<24,200>			<20,900>	<23,500>
	30 和歌山県	21,100	19,300	<13,600>	21,200	<24,000>	<24,000>			<21,000>	<22,500>
中国	31 鳥取県	18,600	<15,000>	<13,200>	19,000	22,700	21,800		<20,000>	<18,900>	<21,500>
	32 島根県	19,000	<16,200>	<13,300>	18,400	21,800	21,700			<18,900>	<20,800>
	33 岡山県	20,000	<17,500>	<13,500>	19,300	23,300	22,600		<19,800>	<19,500>	<22,000>
	34 広島県	20,300	<18,300>	<13,400>	18,400	23,500	22,300			<20,100>	<21,800>
	35 山口県	19,000	<16,800>	<13,300>	18,600	22,800	22,300			<19,700>	<21,300>
四国	36 徳島県	20,800	18,800	<13,900>	18,500	<27,700>	23,100			20,200	22,200
	37 香川県	21,600	19,300	<13,900>	18,900	<25,900>	23,200			20,600	22,400
	38 愛媛県	20,400	16,900	<13,500>	18,700	<25,500>	23,000			19,600	21,100
	39 高知県	20,100	17,200	<14,400>	19,100	<26,500>	23,400			19,600	21,200
九州	40 福岡県	22,000	<19,500>	<13,700>	19,400	<24,800>	<23,800>	<24,800>	24,700	<21,000>	<23,100>
	41 佐賀県	19,400	<16,700>	<13,300>	19,300	<24,400>	<22,300>	<25,100>	24,900	<20,600>	<22,700>
	42 長崎県	20,300	<17,600>	<14,000>	20,000	<24,200>	<22,200>	<25,300>	24,800	<19,700>	<22,500>
	43 熊本県	20,700	<18,000>	<14,800>	19,700	<25,300>	<23,300>	<25,200>	24,600	<19,400>	<23,300>
	44 大分県	19,700	<16,800>	<13,900>	19,300	<23,400>	<22,900>	<24,800>	24,200	<19,600>	<23,100>
	45 宮崎県	22,000	<16,400>	<14,000>	19,400	<23,600>	<23,100>	<25,100>	24,200	<19,100>	<21,800>
	46 鹿児島県	24,200	<17,700>	<15,100>	19,100	<27,400>	<23,500>	<25,200>	24,200	<19,700>	<23,000>
沖縄	47 沖縄県	<21,900>	<19,300>	<14,900>	19,000	<23,600>	<28,500>			17,200	<26,100>

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協働会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	<25,000>	<24,200>	26,600	20,900	<17,600>	<35,100>	<41,700>		<38,300>	<27,900>
東北	02 青森県	23,200	22,000	25,000	26,600	<23,900>	34,400	<40,900>	<32,000>	<36,800>	<26,900>
	03 岩手県	23,400	23,000	25,200	(26,400)	<(22,000)>	34,400	<40,900>	<32,000>	<38,900>	<27,100>
	04 宮城県	26,400	26,900	27,000	(27,600)	<(24,500)>	34,200	<40,500>	<31,600>	<38,800>	<26,900>
	05 秋田県	23,800	23,700	25,500	25,600	<24,400>	34,300	<40,900>	<32,000>	<37,600>	<27,300>
	06 山形県	24,800	26,400	26,800	24,200	<21,700>	34,400	<40,800>	<32,000>	<37,600>	<27,200>
	07 福島県	24,700	26,500	26,700	(23,500)	<(20,900)>	34,400	<40,700>	<31,800>	<37,500>	<26,700>
関東	08 茨城県	<23,700>	25,800	29,300	24,100	19,800	30,300	35,700	30,900	<31,400>	24,700
	09 栃木県	<24,600>	27,200	30,100	21,700	20,600	30,400	35,800	30,900	<31,900>	25,000
	10 群馬県	<24,000>	23,700	28,100	22,000	18,500	30,400	35,800	30,900	<34,300>	24,900
	11 埼玉県	<25,100>	27,600	29,300	25,000	21,700	30,400	35,800	30,900	<30,300>	24,800
	12 千葉県	<25,000>	27,800	29,400	24,400	21,600	30,400	35,800	30,900	<30,200>	24,800
	13 東京都	<25,700>	29,200	31,300	24,600	20,300	30,400	35,800	30,900	<29,400>	24,800
	14 神奈川県	<25,700>	29,200	32,000	25,600	21,700	30,400	35,800	30,900	<32,700>	24,800
	19 山梨県	<26,000>	27,600	30,800	24,600	21,100	30,500	35,900	31,100	<31,600>	24,800
	20 長野県	<24,500>	24,800	27,300	22,000	19,100	30,600	36,100	31,200	<33,400>	25,100
北陸	15 新潟県	23,700	24,800	<25,200>	<22,300>	19,700	<33,900>	<40,100>	<30,400>	37,600	26,300
	16 富山県	26,300	26,400	<26,300>	<23,500>	19,700	33,800	<40,000>	<30,300>	38,400	26,100
	17 石川県	25,700	26,000	<25,900>	<22,900>	20,500	33,800	<39,900>	<30,300>	38,200	26,500
中部	21 岐阜県	24,500	25,400	<27,400>	23,600	20,500	32,300	38,000	29,000	37,200	26,800
	22 静岡県	26,700	27,100	<29,600>	23,100	20,800	32,300	38,100	29,100	37,000	26,700
	23 愛知県	25,000	26,600	<28,900>	23,300	21,100	32,300	38,000	29,000	36,300	26,600
	24 三重県	26,000	25,800	<28,500>	22,900	20,300	32,300	38,100	29,100	37,200	26,300
近畿	18 福井県	22,000	23,900	24,800	20,200	19,900	30,200	35,700	23,800	34,500	26,400
	25 滋賀県	<21,700>	<24,100>	26,000	21,400	19,000	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,900	26,300
	26 京都府	<21,900>	<24,800>	25,800	20,300	18,300	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,300	25,400
	27 大阪府	<22,300>	<25,600>	25,500	21,800	18,500	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,000	25,200
	28 兵庫県	<21,000>	<22,900>	25,200	20,500	18,300	<30,300>	<35,800>	<23,800>	33,700	25,100
	29 奈良県	<22,300>	<25,500>	26,800	21,200	18,700	<30,300>	<35,800>	<23,800>	34,700	25,400
	30 和歌山県	<21,800>	<24,800>	25,500	19,900	18,100	<30,300>	<35,800>	<23,800>	33,000	25,100
中国	31 鳥取県	20,600	21,700	23,300	<17,300>	15,500	<30,900>	<36,600>	25,400	35,300	24,500
	32 島根県	20,000	20,100	21,400	<18,800>	15,800	<30,900>	<36,600>	25,400	36,100	25,300
	33 岡山県	20,900	21,600	23,400	<20,200>	17,800	<30,800>	<36,500>	25,400	34,400	25,000
	34 広島県	20,800	20,500	21,500	<20,600>	17,800	<30,800>	<36,400>	25,300	36,200	25,100
	35 山口県	20,300	19,800	21,900	<19,100>	17,100	<30,900>	<36,600>	25,400	36,600	25,300
四国	36 徳島県	22,400	21,800	25,300	18,600	18,000	32,100	<38,000>	<24,100>	<33,900>	<24,700>
	37 香川県	22,500	21,800	25,400	20,000	18,900	32,000	<37,900>	<24,100>	<34,200>	<24,600>
	38 愛媛県	22,400	21,700	25,400	20,300	18,600	32,100	<38,000>	<24,100>	<34,000>	<24,500>
	39 高知県	22,500	22,100	25,500	20,700	19,000	32,100	<38,000>	<24,100>	<34,200>	<24,600>
九州	40 福岡県	<21,500>	<23,800>	<25,000>	<21,300>	18,800	<34,000>	<40,300>	31,000	<38,000>	<26,600>
	41 佐賀県	<21,700>	<24,500>	<24,600>	<23,400>	19,400	<34,000>	<40,300>	31,000	<36,700>	<26,900>
	42 長崎県	<21,400>	<24,200>	<24,200>	<20,000>	18,000	<34,100>	<40,400>	31,100	<37,600>	<27,100>
	43 熊本県	<21,700>	<24,100>	<24,600>	<20,800>	18,500	<34,300>	<40,500>	31,100	<38,000>	<26,100>
	44 大分県	<21,700>	<23,000>	<24,300>	<22,200>	20,700	<34,100>	<40,400>	31,100	<36,900>	<26,000>
	45 宮崎県	<21,600>	<23,500>	<23,500>	<22,200>	19,300	<34,000>	<40,300>	31,000	<38,400>	<26,000>
	46 鹿児島県	<21,600>	<24,000>	<24,500>	<24,600>	22,100	<34,200>	<40,400>	31,100	<38,400>	<26,400>
沖縄	47 沖縄県	<20,700>	<24,800>	<24,800>	<24,900>	22,200	<34,900>	<41,400>		<29,700>	<24,000>

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	<37,400>	<31,200>	<31,500>	38,400	22,600	28,000	21,900	<41,700>	<27,300>	<26,200>
東北	02 青森県	<37,600>	<30,500>	<32,900>	37,300	26,900	29,000	22,600	<47,600>	29,500	<29,800>
	03 岩手県	<37,700>	<30,700>	<33,000>	38,700	26,900	29,100	22,600	<49,500>	30,700	<31,400>
	04 宮城県	<37,400>	<30,400>	<32,700>	42,200	27,000	28,900	22,400	<54,000>	33,600	<33,900>
	05 秋田県	<37,600>	<31,000>	<32,900>	38,500	27,800	29,000	22,600	<49,100>	30,300	<30,800>
	06 山形県	<37,600>	<30,900>	<32,900>	37,600	26,000	29,000	23,600	<49,400>	30,600	<31,000>
	07 福島県	<37,500>	<30,500>	<32,900>	37,600	24,500	29,000	23,600	<49,400>	30,600	<31,200>
関東	08 茨城県	<33,800>	30,100	<31,100>	34,600	24,000	32,100	24,100	38,400	25,200	27,100
	09 栃木県	<33,900>	30,600	<31,100>	34,900	23,900	32,100	24,100	38,800	25,900	27,400
	10 群馬県	<33,700>	30,400	<31,100>	34,900	24,000	32,200	24,100	40,200	25,300	26,700
	11 埼玉県	<33,900>	31,200	<31,200>	35,100	24,300	30,500	24,100	40,100	29,200	28,700
	12 千葉県	<33,800>	30,600	<31,200>	35,100	24,800	30,500	24,100	40,100	29,200	28,700
	13 東京都	<33,600>	30,400	<31,200>	35,600	25,500	30,500	24,100	41,400	29,200	28,500
	14 神奈川県	<33,700>	30,100	<31,200>	34,800	26,000	30,500	24,100	40,600	28,400	27,400
	19 山梨県	<34,000>	30,400	<31,200>	34,200	24,600	30,400	24,000	41,100	27,800	27,400
	20 長野県	<33,700>	30,600	<31,400>	33,800	24,000	30,700	24,100	39,400	26,400	27,500
北陸	15 新潟県	<40,300>	29,700	35,900	34,300	21,900	<28,100>	22,600	<42,300>	<25,700>	<27,800>
	16 富山県	<39,900>	29,600	35,900	35,300	23,300	<26,800>	22,600	<43,000>	<25,800>	<28,400>
	17 石川県	<39,900>	29,800	35,900	36,000	25,000	<26,800>	22,700	<41,500>	<26,600>	<26,700>
中部	21 岐阜県	37,500	<29,700>	<32,300>	34,400	24,700	28,200	22,600	39,500	25,100	<24,300>
	22 静岡県	37,500	<30,500>	<32,400>	34,700	24,900	28,100	22,600	45,200	27,300	<27,500>
	23 愛知県	37,500	<29,600>	<32,300>	34,000	24,700	28,100	22,600	42,300	26,700	<24,600>
	24 三重県	37,500	<29,700>	<32,400>	35,400	23,800	27,900	22,400	42,400	26,100	<24,500>
近畿	18 福井県	37,800	28,600	29,300	34,300	22,900	27,800	21,000	32,700	23,800	23,600
	25 滋賀県	38,500	28,300	<29,300>	33,800	23,100	26,000	21,200	33,000	24,700	<23,500>
	26 京都府	37,900	28,300	<29,300>	33,800	22,800	26,000	<21,200>	<32,600>	24,700	<23,300>
	27 大阪府	37,600	28,600	<29,300>	34,500	23,700	27,900	<21,300>	<33,500>	24,700	<23,700>
	28 兵庫県	37,800	28,600	<29,400>	34,200	22,500	26,700	<21,000>	<34,300>	24,700	<24,100>
	29 奈良県	38,500	28,300	<29,300>	33,700	23,900	27,200	<21,300>	<32,700>	24,700	<23,600>
	30 和歌山県	37,900	28,300	<29,300>	33,700	23,900	26,000	<21,300>	<32,700>	24,700	<23,200>
中国	31 鳥取県	39,100	<26,300>	<27,200>	30,500	21,200	<25,500>	<20,400>	<37,000>	<27,900>	27,200
	32 島根県	39,100	<26,300>	<27,200>	30,200	20,400	<25,500>	<20,400>	<37,200>	<29,600>	27,400
	33 岡山県	39,400	<26,400>	<27,200>	30,400	21,700	<25,900>	<20,400>	<36,900>	<28,000>	27,300
	34 広島県	39,000	<26,400>	<27,200>	30,500	21,100	<25,600>	<20,800>	<37,600>	<29,800>	27,600
	35 山口県	39,200	<26,500>	<27,200>	30,400	21,600	<25,500>	<20,200>	<37,700>	<29,900>	27,700
四国	36 徳島県	<34,800>	<27,400>	28,800	31,100	22,300	<34,600>	23,800	43,200		<21,600>
	37 香川県	<35,000>	<27,300>	28,800	31,400	22,300	<34,700>	24,900	43,800		<22,000>
	38 愛媛県	<34,900>	<27,100>	28,800	30,300	23,400	<34,400>	23,800	43,600		<21,700>
	39 高知県	<34,700>	<27,400>	28,800	31,100	22,100	<34,400>	23,400	43,500		<21,800>
九州	40 福岡県	37,300	<27,800>	30,500	34,300	23,900	30,200	22,900	<39,300>	<24,900>	<25,000>
	41 佐賀県	37,400	<27,800>	30,500	34,500	22,800	29,900	22,900	<39,400>	<24,900>	<25,000>
	42 長崎県	37,400	<27,800>	30,600	34,500	22,400	28,700	22,000	<39,200>	<24,700>	<24,800>
	43 熊本県	37,400	<27,800>	30,600	33,300	23,300	30,200	22,300	<39,400>	<24,900>	<25,000>
	44 大分県	37,400	<27,800>	30,600	33,700	23,500	30,100	22,600	<39,400>	<24,800>	<24,900>
	45 宮崎県	37,400	<27,800>	30,500	34,300	23,900	28,700	22,000	<39,300>	<24,700>	<24,800>
	46 鹿児島県	37,400	<27,800>	30,600	34,600	25,900	28,600	22,000	<39,500>	<24,800>	<25,000>
沖縄	47 沖縄県	<35,800>	<33,600>	<27,200>	<40,100>	25,300	25,200	22,400	<47,700>	<29,400>	<31,800>

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡 協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道			23,300	25,100	<25,100>	20,900	<25,300>	26,300	<25,200>	
東北	02 青森県			29,900	26,500	<26,500>	20,500	<24,500>	23,300	<24,500>	
	03 岩手県			30,200	27,300	<28,200>	21,900	<24,500>	23,500	<24,700>	
	04 宮城県			34,000	29,600	<30,500>	22,900	<24,300>	25,700	<26,700>	
	05 秋田県			26,900	29,200	<26,900>	19,800	<24,500>	24,000	<24,400>	
	06 山形県		<31,300>	27,400	25,400	<26,400>	22,000	<24,500>	26,800	<25,200>	
	07 福島県		<38,300>	25,400	28,200	<26,500>	22,400	<24,400>	26,500	<25,700>	
関東	08 茨城県	<26,900>	47,000	25,200	<25,900>	26,700	22,600	25,000	<26,900>	27,600	
	09 栃木県	<26,900>	47,900	25,000	<26,300>	27,000	22,700	25,100	<27,900>	28,100	
	10 群馬県	<27,100>	44,300	24,900	<25,400>	23,800	22,000	25,100	<25,600>	25,500	
	11 埼玉県	<26,900>	48,000	26,200	<25,600>	26,800	22,500	25,100	<28,900>	28,500	
	12 千葉県	<26,900>	49,000	25,400	<25,600>	27,300	23,000	25,100	<29,000>	28,600	
	13 東京都	<26,900>	46,700	26,300	<25,600>	<27,700>	23,500	25,100	<29,900>	28,600	
	14 神奈川県	<26,900>	45,400	26,200	<25,600>	26,900	22,300	25,100	<27,500>	27,900	
	19 山梨県	<26,900>	44,900	26,300	<25,700>	26,500	22,300	25,100	<27,000>	27,600	
	20 長野県	<27,100>	39,800	23,200	<25,200>	<23,000>	21,700	25,300	<25,300>	25,900	21,800
北陸	15 新潟県	25,300	<30,600>	<23,400>	24,200	24,000	<21,200>	23,700	<23,800>	<24,400>	20,800
	16 富山県	<25,100>	<35,400>	<25,900>	24,900	24,900	<21,300>	23,700	<23,800>	<24,600>	
	17 石川県	<25,100>	<36,100>	<25,400>	24,900	24,500	<21,500>	23,700	<24,700>	<24,900>	
中部	21 岐阜県	28,600	40,500	27,300	26,800	24,300	21,600	25,500	<24,500>	25,000	<20,500>
	22 静岡県	28,500	43,400	25,800	26,800	25,700	21,700	25,600	<27,000>	26,100	<21,200>
	23 愛知県	28,500	41,100	27,600	27,100	25,000	21,900	25,500	<26,500>	25,400	21,000
	24 三重県	28,500	42,500	25,800	26,800	24,400	22,200	25,600	<26,400>	27,200	21,000
近畿	18 福井県	22,600	35,500	23,400	21,300	21,800	20,800	24,300	23,600	23,500	20,600
	25 滋賀県	<22,600>	<35,800>	23,700	22,300	<22,600>	21,400	24,200	24,200	23,500	20,500
	26 京都府	<22,600>	<36,300>	24,500	22,000	<22,900>	21,300	24,200	24,200		
	27 大阪府	<22,600>	<37,800>	25,800		<23,000>	21,800	24,200	24,400		
	28 兵庫県	<22,600>	<35,400>	24,300	21,900	<21,900>	19,600	24,200	23,500	21,900	
	29 奈良県	<22,600>	<38,800>	25,500	22,300	<23,600>	21,800	24,200	24,200		
	30 和歌山県	<22,600>	<36,700>	25,800	22,000	<23,200>	21,000	24,200	24,000		
中国	31 鳥取県		<33,000>	21,800	<21,500>	<20,600>	<19,000>	21,800	<23,200>	<22,100>	21,500
	32 島根県		<27,500>	21,000	<21,900>	<19,900>	<18,700>		<22,100>	<21,700>	
	33 岡山県		<31,400>	22,600	<21,400>	<20,900>	<19,500>	21,800	<23,500>	<21,900>	21,500
	34 広島県		<27,600>	22,000	<21,700>	<20,600>	<18,800>		<22,600>	<21,300>	
	35 山口県		<27,700>	21,000	<22,000>	<20,300>	<19,100>		<22,400>	<21,700>	
四国	36 徳島県		31,000	22,600		<23,000>	<18,900>		22,800		
	37 香川県		31,000	22,500		<23,000>	<19,800>		22,900		
	38 愛媛県		31,000	22,400		<22,700>	<18,800>		22,500		
	39 高知県		31,000	22,100		<22,600>	<18,500>		22,500		
九州	40 福岡県		<29,800>	23,200	<24,500>	23,400	20,300		<23,000>	<22,100>	
	41 佐賀県		<31,100>	25,100	<24,600>	23,600	19,800		<23,100>	<22,200>	
	42 長崎県		<30,700>	22,900	<24,500>	23,400	19,800		<22,800>	<22,400>	
	43 熊本県		<30,600>	23,100	<24,600>	23,100	19,500		<23,000>	<22,100>	
	44 大分県		<30,400>	22,400	<24,300>	23,200	20,200		<23,000>	<22,200>	
	45 宮崎県		<30,100>	23,400	<24,100>	23,100	19,300		<22,700>	<22,100>	
	46 鹿児島県		<30,300>	25,800	<24,700>	23,600	19,600		<22,800>	<22,200>	
沖縄	47 沖縄県			<27,000>		<26,000>	18,100		<30,800>		

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入れ不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡 協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導 警備員A	交通誘導 警備員B
北海道	01 北海道	<25,200>		24,500	<22,100>	<21,300>	<20,300>	<23,600>	<22,700>	14,600	12,000
東 北	02 青森県	<27,000>		24,200	<23,300>		<19,300>	<22,100>	<22,000>	13,500	11,600
	03 岩手県	<27,000>		24,400	<23,400>		<19,500>	<22,000>	<21,900>	(14,500)	(12,300)
	04 宮城県	<28,900>		26,600	<23,000>		<19,900>	<22,000>	<21,900>	(15,900)	(13,200)
	05 秋田県	<27,300>		24,400	<23,300>		<19,400>	<22,100>	<22,000>	13,600	11,500
	06 山形県	<26,700>		25,700	<23,300>	<21,400>	<20,600>	<22,100>	<22,000>	15,500	12,900
	07 福島県	<27,300>		26,500	<23,300>	<22,700>	<20,300>	<22,100>	<21,900>	(15,900)	(13,200)
関 東	08 茨城県	25,900		28,100	25,600		22,600	22,700	<23,000>	14,800	13,800
	09 栃木県	26,000		28,700	25,600		22,400	22,700	<23,000>	14,400	12,800
	10 群馬県	25,000		27,800	25,600	<24,400>	21,600	22,700	<23,000>	13,800	12,500
	11 埼玉県	25,500		28,300	25,700		22,900	22,700	<23,000>	14,600	13,400
	12 千葉県	25,600		27,800	25,700		22,600	22,700	<23,000>	15,100	13,500
	13 東京都	25,700		28,000	25,700		22,900	22,700	<23,000>	15,600	13,900
	14 神奈川県	25,300		28,500	25,700	<24,300>	22,100	22,700	<23,000>	15,500	13,900
	19 山梨県	25,500		28,700	25,700	<24,300>	22,000	22,700	<23,000>	14,200	12,800
	20 長野県	24,800		27,500	25,900	<24,500>	21,700	22,700	<23,000>	13,100	11,400
北 陸	15 新潟県	27,500		25,300	<23,500>	<20,500>	<20,500>	<22,400>	22,900	<14,400>	12,700
	16 富山県	26,700		25,200	<23,400>	<20,300>	<21,000>	<22,400>	22,900	14,200	13,100
	17 石川県	26,100		24,500	<23,400>	<19,900>	<21,100>	<22,400>	22,900	14,800	13,000
中 部	21 岐阜県	26,500		25,400	25,500	<22,700>	21,300	24,800	<24,800>	14,700	<13,100>
	22 静岡県	26,200		31,800	25,500	<22,700>	22,800	24,700	<24,800>	15,200	<13,000>
	23 愛知県	26,100		28,600	25,500	<22,700>	21,500	24,700	<24,800>	15,700	13,300
	24 三重県	26,700		28,700	25,500		22,400	24,800	<24,800>	14,900	<12,800>
近 畿	18 福井県	22,500		24,400	23,100	22,300	20,300	22,900	<22,500>	14,300	12,400
	25 滋賀県	24,300		24,800	22,900		21,200	23,300	<23,500>	13,800	11,500
	26 京都府	24,300		24,900	22,900		21,500	23,100	<23,200>	13,900	11,100
	27 大阪府	23,900		24,900	22,900		20,800	22,900	<23,000>	13,700	11,700
	28 兵庫県	23,900	22,900	24,900	22,900		20,600	23,000	<23,000>	14,000	11,500
	29 奈良県	24,300		25,100	22,900		21,800	23,300	<22,900>	14,100	11,600
	30 和歌山県	24,100		24,900	22,900		21,500	23,100	<22,700>	13,700	11,500
中 国	31 鳥取県	<20,100>	<22,800>	<22,300>	21,400	<17,900>	19,300	<20,600>	<20,800>	14,100	11,200
	32 島根県	<20,000>	<22,900>	<21,800>	21,400	<17,900>	19,300	<20,600>	<20,800>	14,100	12,000
	33 岡山県	<20,000>	<22,800>	<22,700>	21,400	<17,800>	19,500	<20,600>	<20,800>	14,600	12,500
	34 広島県	<20,000>	<22,800>	<21,700>	21,400	<17,800>	19,200	<20,600>	<20,800>	14,600	12,300
	35 山口県	<20,000>	<22,800>	<22,000>	21,400	<17,900>	19,200	<20,600>	<20,800>	14,400	11,900
四 国	36 徳島県				<21,100>		19,600		22,000	<13,700>	12,300
	37 香川県				<21,100>		19,600		22,000	<13,800>	12,400
	38 愛媛県				<21,100>		19,600		22,000	<13,100>	11,300
	39 高知県				<21,100>		19,600		22,000	<12,500>	10,700
九 州	40 福岡県	27,600		23,300	<23,200>		19,800	22,300	23,000	13,900	12,200
	41 佐賀県	27,600		23,300	<23,200>		19,600	22,300	23,200	13,800	12,000
	42 長崎県	27,400		24,300	<23,300>		19,800	22,300	23,300	14,000	12,800
	43 熊本県	27,700		23,400	<23,400>		19,600	22,300	23,000	13,600	11,700
	44 大分県	27,100		23,300	<23,200>		19,900	22,300	23,000	13,800	11,100
	45 宮崎県	26,900		23,200	<23,200>		19,800	22,300	22,900	13,800	10,700
	46 鹿児島県	27,100		23,000	<23,300>		19,700	22,300	22,900	14,700	12,500
沖 縄	47 沖縄県			<20,200>	<22,900>		17,300			13,000	10,800

(注)岩手県、宮城県、福島県における(丸括弧書き)は、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している。

(注)<山括弧書き>は、特別措置によりコロナ禍の影響を考慮した単価を示している。

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の簡先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 - 芝等の地被類の植付け - 景石の据付け - 地ごしらえ - 園路または広場の築造 - 池または流れの築造 - 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 - 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 - モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） - 木橋の架設等 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） - 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 - 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） - 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 石材の加工 - 石積みまたは石張り - 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 - 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレップドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（簡先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む) 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの - 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 - 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 - 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの - 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 - 人力による資材の積み込み、運搬、片付け等 - 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 - その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 - 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） - 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配管ならびに管の撤去 - 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 - 電触防護
37 は っ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） - 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種障の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、賃金会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- 8 この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
- 9 また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 10 この表は、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値))

		所在地・労働者18歳未満の比率(単位:円)																				
地方道 道番号	都道府県名	特種作業員	普通作業員	経理作業員	測量工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (特種)	運転手 (一般)	溶かし 工役	トンネル 特種工	トンネル 作業員			
北海道	01 北海道	21,100 (29,700)	17,300 (24,300)	14,500 (20,400)	19,700 (27,700)	26,400 (37,100)	23,700 (33,300)	-	-	21,300 (29,900)	24,200 (34,000)	25,000 (35,200)	24,200 (34,000)	26,600 (37,400)	20,900 (29,400)	17,600 (24,700)	35,100 (49,400)	41,700 (56,000)	-	38,300 (52,600)	27,900 (39,200)	
	02 青森県	24,300 (34,200)	17,900 (25,200)	13,800 (19,400)	19,500 (27,400)	26,900 (37,600)	24,800 (34,900)	-	28,200 (38,600)	19,600 (27,600)	26,100 (36,600)	23,200 (33,500)	22,000 (32,000)	25,000 (35,200)	25,600 (35,800)	23,900 (33,600)	34,400 (48,400)	40,900 (55,000)	32,000 (45,000)	36,800 (51,300)	26,900 (37,800)	
	03 岩手県	23,400 (32,900)	19,300 (27,100)	14,500 (20,400)	20,500 (28,800)	28,300 (39,800)	23,800 (33,800)	-	28,300 (38,700)	20,700 (29,000)	25,000 (35,200)	23,400 (33,500)	22,000 (32,000)	25,200 (35,400)	25,200 (35,400)	22,800 (32,800)	34,400 (48,400)	40,900 (55,000)	32,000 (45,000)	36,800 (51,300)	27,100 (38,000)	
東北	04 宮城県	24,800 (34,900)	19,200 (27,000)	15,500 (21,800)	21,500 (30,200)	29,000 (40,600)	26,800 (37,600)	-	28,400 (38,700)	21,100 (31,000)	26,300 (36,600)	23,200 (33,300)	22,000 (32,000)	25,000 (35,200)	27,000 (37,000)	24,500 (34,400)	34,200 (48,100)	40,500 (54,900)	31,800 (44,400)	38,800 (52,900)	28,900 (39,800)	
	05 秋田県	22,900 (32,200)	18,100 (25,400)	14,800 (20,800)	20,200 (28,400)	27,000 (38,000)	24,400 (34,300)	-	28,300 (38,600)	20,300 (29,700)	25,800 (36,300)	23,500 (33,500)	22,300 (32,300)	25,500 (35,600)	25,600 (35,800)	23,900 (33,600)	34,300 (48,200)	40,800 (55,000)	32,000 (45,000)	36,800 (51,300)	27,300 (38,200)	
	06 山形県	23,000 (32,300)	18,100 (25,400)	15,500 (21,800)	20,600 (28,900)	27,500 (38,500)	24,500 (34,400)	-	28,100 (38,400)	21,100 (31,000)	27,200 (37,600)	24,200 (34,300)	22,400 (32,400)	26,800 (37,000)	26,800 (37,000)	24,200 (34,000)	34,400 (48,400)	40,800 (55,000)	32,000 (45,000)	36,800 (51,300)	27,200 (38,200)	
	07 福島県	24,800 (34,900)	19,100 (28,900)	16,800 (23,600)	21,100 (29,700)	28,200 (39,600)	26,700 (37,500)	26,400 (37,100)	28,400 (38,700)	25,500 (35,800)	21,800 (32,000)	24,700 (34,700)	26,500 (36,500)	26,700 (36,700)	23,500 (33,500)	20,900 (29,400)	34,400 (48,400)	40,700 (54,900)	31,800 (44,400)	37,500 (51,700)	28,100 (39,000)	
	08 茨城県	22,900 (32,900)	20,500 (28,600)	14,300 (20,100)	21,000 (29,500)	24,200 (34,000)	26,100 (36,700)	26,800 (37,700)	25,200 (35,400)	22,000 (32,000)	25,200 (35,400)	23,700 (33,800)	25,800 (36,000)	26,300 (36,500)	26,300 (36,500)	24,100 (33,900)	18,800 (27,800)	30,300 (42,600)	35,700 (50,200)	30,900 (43,400)	34,700 (48,000)	24,700 (34,700)
	09 栃木県	21,700 (30,500)	19,200 (27,000)	14,200 (20,000)	20,800 (29,200)	25,800 (36,300)	24,700 (34,700)	26,900 (37,800)	25,200 (35,400)	21,700 (31,700)	25,200 (35,400)	23,700 (33,800)	25,800 (36,000)	26,300 (36,500)	26,300 (36,500)	24,100 (33,900)	18,800 (27,800)	30,300 (42,600)	35,700 (50,200)	30,900 (43,400)	34,700 (48,000)	24,700 (34,700)
	10 群馬県	21,700 (30,500)	20,200 (28,400)	15,100 (21,200)	20,900 (29,400)	26,900 (37,800)	23,600 (33,200)	25,800 (36,300)	25,800 (36,300)	21,300 (31,300)	24,500 (34,500)	23,700 (33,700)	25,800 (36,000)	26,300 (36,500)	26,300 (36,500)	24,100 (33,900)	18,800 (27,800)	30,300 (42,600)	35,700 (50,200)	30,900 (43,400)	34,700 (48,000)	24,700 (34,700)
	11 埼玉県	23,300 (32,800)	20,800 (29,200)	15,000 (21,100)	20,700 (29,100)	25,800 (36,300)	27,300 (38,000)	29,300 (39,600)	25,300 (35,600)	23,400 (33,600)	27,000 (37,200)	25,100 (35,300)	27,600 (37,800)	26,300 (36,500)	26,300 (36,500)	24,100 (33,900)	18,800 (27,800)	30,300 (42,600)	35,700 (50,200)	30,900 (43,400)	34,700 (48,000)	24,700 (34,700)
	12 千葉県	24,200 (34,600)	20,500 (28,900)	14,900 (20,900)	21,800 (30,400)	25,700 (36,100)	28,200 (38,600)	27,500 (37,900)	25,300 (35,700)	23,500 (33,900)	26,800 (37,200)	24,800 (35,200)	27,000 (37,400)	26,800 (37,200)	24,800 (35,200)	24,400 (34,800)	31,500 (43,900)	37,000 (51,400)	32,500 (46,900)	36,000 (50,400)	28,500 (38,900)	
	13 東京都	24,700 (34,700)	20,400 (28,400)	15,100 (21,100)	21,800 (30,400)	25,700 (36,100)	28,200 (38,600)	27,500 (37,900)	25,300 (35,700)	23,500 (33,900)	26,800 (37,200)	24,800 (35,200)	27,000 (37,400)	26,800 (37,200)	24,800 (35,200)	24,400 (34,800)	31,500 (43,900)	37,000 (51,400)	32,500 (46,900)	36,000 (50,400)	28,500 (38,900)	
関東	14 神奈川県	24,800 (34,800)	21,800 (31,800)	15,200 (21,200)	21,100 (29,100)	25,700 (36,100)	28,200 (38,600)	27,300 (37,700)	25,100 (35,500)	23,700 (34,100)	26,900 (37,300)	25,800 (36,200)	26,200 (36,600)	26,200 (36,600)	24,000 (34,400)	25,600 (36,000)	30,400 (42,800)	35,800 (50,200)	30,900 (43,300)	34,700 (48,100)	24,800 (35,200)	
	15 山梨県	23,800 (33,800)	21,500 (31,500)	14,900 (20,900)	21,000 (29,000)	26,500 (36,500)	24,900 (34,900)	27,100 (37,100)	24,900 (34,900)	23,200 (33,200)	25,400 (35,400)	26,000 (36,000)	27,000 (37,000)	26,000 (36,000)	24,000 (34,000)	25,100 (35,100)	30,500 (42,900)	35,900 (50,300)	31,000 (43,400)	34,800 (49,200)	24,800 (35,200)	
	20 長野県	22,900 (32,900)	19,800 (27,800)	15,300 (21,300)	20,900 (28,900)	25,800 (35,800)	24,600 (34,600)	25,200 (35,200)	23,600 (33,600)	21,800 (31,800)	23,800 (33,800)	24,500 (34,500)	24,800 (34,800)	27,300 (37,300)	22,900 (32,900)	19,100 (29,100)	30,600 (43,000)	36,100 (50,500)	31,200 (45,600)	33,400 (47,800)	25,100 (35,500)	
	16 新潟県	22,500 (31,600)	19,000 (26,700)	16,800 (23,600)	20,400 (28,700)	27,200 (37,200)	23,500 (33,500)	23,500 (33,500)	24,500 (34,400)	21,400 (31,300)	24,700 (34,600)	23,700 (33,600)	24,800 (34,700)	25,200 (35,100)	25,200 (35,100)	22,300 (32,200)	19,700 (29,600)	33,900 (47,800)	40,100 (54,000)	30,400 (44,300)	37,600 (51,500)	26,300 (36,200)
	17 富山県	25,000 (35,000)	20,100 (29,900)	15,800 (22,200)	20,100 (28,300)	26,900 (37,000)	26,300 (36,400)	-	-	22,400 (32,400)	26,500 (36,500)	26,300 (36,300)	26,400 (36,400)	26,300 (36,300)	23,500 (33,500)	19,700 (29,700)	33,800 (47,700)	40,000 (53,900)	30,300 (44,200)	36,400 (50,300)	26,100 (36,000)	
北陸	18 石川県	24,100 (33,900)	20,700 (29,500)	15,600 (21,900)	19,800 (28,000)	26,900 (37,100)	26,400 (36,600)	-	-	22,500 (32,500)	26,100 (36,100)	25,700 (35,700)	26,000 (36,000)	25,900 (35,900)	22,900 (32,900)	20,500 (30,500)	33,800 (47,700)	39,900 (53,800)	30,300 (44,200)	36,200 (50,100)	26,500 (36,400)	
	21 岐阜県	22,800 (32,100)	20,300 (28,500)	14,400 (20,600)	21,600 (29,800)	26,700 (36,900)	26,400 (36,600)	-	26,900 (37,800)	21,800 (32,000)	24,700 (34,900)	24,500 (34,700)	25,400 (35,600)	27,400 (37,600)	23,800 (33,800)	20,500 (30,500)	32,300 (46,300)	38,000 (52,000)	29,000 (43,000)	37,200 (51,200)	26,800 (36,800)	
	22 静岡県	22,800 (31,800)	21,400 (30,100)	14,000 (19,700)	20,800 (28,400)	26,400 (36,400)	25,500 (35,500)	27,500 (37,500)	25,000 (35,000)	22,800 (32,800)	25,700 (35,700)	26,600 (36,600)	27,100 (37,100)	26,600 (36,600)	23,100 (33,100)	20,600 (30,600)	32,300 (46,300)	38,100 (52,100)	29,100 (43,100)	37,300 (51,300)	26,700 (36,700)	
中部	23 愛知県	22,700 (32,200)	20,300 (29,800)	15,600 (21,100)	21,000 (29,500)	27,800 (37,800)	27,100 (37,100)	-	27,500 (37,500)	21,700 (31,700)	24,700 (34,700)	25,000 (35,000)	26,800 (36,800)	28,900 (38,900)	23,300 (33,300)	21,100 (31,100)	32,300 (46,300)	38,000 (52,000)	29,000 (43,000)	37,200 (51,200)	26,800 (36,800)	
	24 三重県	22,700 (31,900)	19,800 (27,600)	15,000 (21,100)	21,800 (30,400)	27,200 (37,200)	27,800 (37,800)	-	21,800 (31,800)	25,000 (35,000)	26,800 (36,800)	25,800 (35,800)	26,500 (36,500)	26,500 (36,500)	22,800 (32,800)	20,300 (30,300)	32,300 (46,300)	38,100 (52,100)	29,100 (43,100)	37,200 (51,200)	26,700 (36,700)	
	25 滋賀県	20,500 (28,800)	17,400 (24,500)	13,500 (19,000)	20,800 (29,200)	23,700 (33,300)	22,200 (31,200)	29,500 (41,500)	24,900 (35,000)	19,700 (27,700)	22,500 (32,500)	22,000 (32,000)	23,900 (33,900)	24,800 (34,800)	20,200 (28,200)	19,900 (27,900)	30,200 (42,500)	35,700 (50,200)	30,900 (43,300)	34,500 (48,500)	26,400 (36,400)	
	26 京都府	20,800 (29,200)	18,600 (26,200)	14,100 (19,800)	21,500 (30,200)	24,800 (34,900)	23,700 (33,800)	-	24,700 (34,700)	20,900 (29,400)	23,800 (33,800)	21,700 (31,700)	24,100 (34,100)	26,000 (36,000)	21,400 (31,400)	19,900 (29,900)	30,300 (42,600)	35,800 (50,300)	30,900 (43,300)	34,600 (48,600)	26,500 (36,500)	
近畿	27 大阪府	20,200 (28,400)	19,400 (27,500)	13,300 (19,300)	21,500 (30,200)	24,100 (34,100)	23,400 (33,400)	-	20,400 (30,400)	22,800 (32,800)	21,500 (31,500)	24,800 (34,800)	25,800 (35,800)	26,800 (36,800)	20,200 (30,200)	18,300 (28,300)	30,300 (42,600)	35,800 (50,300)	30,900 (43,300)	34,600 (48,600)	26,400 (36,400)	
	28 兵庫県	19,500 (27,700)	19,200 (27,400)	13,200 (19,200)	20,600 (28,800)	23,7																

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に保われるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円) (単位:円)																						
地方自治体別 協会名	都道府県名	トンネル 建設費	橋りょう 建設費	橋りょう 修繕費	橋りょう 改修費	土木一般 建設費	高層ビル 建設費	普通ビル 建設費	下水 建設費	下水道 建設費	山手貯留 建設費	鉄道工	駅わく工	大工	左官	配管工	はりり工	防水工	電気工	タイル工		
北海道	01 北海道	37,400 (52,500)	31,200 (43,900)	31,500 (44,300)	38,400 (54,000)	22,500 (31,800)	28,000 (39,400)	21,900 (30,600)	41,700 (58,600)	27,300 (38,400)	26,200 (36,800)	-	-	23,300 (32,800)	25,100 (35,300)	20,900 (29,400)	25,300 (35,600)	28,300 (37,900)	25,200 (35,400)	-		
	02 青森県	37,600 (52,800)	30,500 (42,900)	32,900 (46,300)	37,300 (52,400)	28,900 (37,800)	29,000 (40,800)	29,000 (31,800)	47,600 (66,500)	29,500 (41,500)	29,600 (41,600)	-	-	29,900 (42,600)	26,500 (37,300)	28,500 (38,800)	24,500 (34,400)	23,300 (32,600)	24,500 (34,400)	-		
	03 岩手県	37,700 (53,000)	30,700 (43,200)	33,000 (46,400)	38,700 (54,400)	28,900 (37,800)	29,100 (40,900)	22,600 (31,600)	49,500 (68,600)	30,700 (44,100)	31,400 (44,100)	-	-	30,200 (42,500)	27,300 (38,400)	28,200 (39,600)	24,500 (34,400)	23,500 (33,000)	24,700 (34,700)	-		
	04 宮城県	37,400 (52,600)	30,400 (42,700)	32,700 (45,900)	42,200 (59,300)	27,000 (38,000)	28,900 (39,000)	22,400 (31,500)	54,000 (73,900)	33,500 (47,200)	33,900 (47,700)	-	-	34,000 (47,600)	29,600 (41,600)	30,500 (42,900)	24,300 (34,200)	23,700 (33,600)	24,000 (33,900)	-		
	05 秋田県	37,600 (52,900)	31,000 (43,600)	32,900 (46,300)	38,500 (54,100)	27,800 (39,100)	28,000 (39,000)	22,600 (31,600)	48,100 (67,000)	30,300 (43,000)	30,800 (43,500)	-	-	29,900 (42,600)	29,200 (41,100)	28,900 (37,800)	24,500 (34,400)	24,000 (33,700)	24,000 (33,700)	-		
	06 山形県	37,800 (53,000)	30,900 (43,600)	32,900 (46,300)	37,500 (52,900)	28,000 (38,900)	28,000 (40,800)	23,600 (32,600)	49,400 (68,500)	30,800 (43,500)	31,000 (44,000)	-	-	31,300 (44,000)	27,400 (38,500)	28,400 (39,700)	24,500 (34,400)	23,800 (33,700)	24,200 (34,100)	-		
	07 福島県	37,500 (52,700)	30,500 (43,000)	32,500 (45,500)	37,600 (52,900)	28,500 (39,400)	28,500 (40,800)	23,600 (33,200)	48,400 (67,500)	30,800 (43,000)	31,200 (43,900)	-	-	33,300 (45,800)	29,400 (40,500)	28,200 (39,300)	24,500 (34,400)	25,500 (35,400)	25,700 (35,600)	-		
	関東	08 茨城県	33,800 (47,500)	30,100 (42,300)	31,100 (43,700)	34,800 (48,500)	24,000 (33,700)	32,100 (45,100)	24,100 (33,900)	38,400 (54,000)	25,200 (35,400)	27,100 (38,100)	28,900 (37,800)	47,000 (66,100)	25,200 (35,400)	25,500 (37,500)	28,700 (39,000)	22,600 (31,800)	25,000 (35,200)	28,900 (39,200)	27,600 (38,800)	-
09 栃木県		33,800 (47,700)	30,800 (43,000)	31,100 (43,700)	34,900 (49,100)	23,900 (33,600)	32,100 (45,100)	24,100 (33,900)	38,800 (54,600)	25,900 (36,400)	27,400 (38,500)	28,900 (37,800)	47,000 (67,300)	25,000 (35,200)	26,300 (37,000)	22,700 (33,000)	25,100 (35,300)	27,900 (39,200)	28,100 (39,500)	-		
10 群馬県		33,700 (47,400)	30,400 (42,700)	31,100 (43,700)	34,900 (49,100)	24,000 (33,700)	32,200 (45,300)	24,100 (34,000)	40,200 (56,500)	25,300 (36,600)	26,700 (37,800)	27,100 (38,100)	44,300 (62,300)	24,900 (35,000)	25,400 (35,500)	23,800 (33,900)	25,100 (35,200)	25,600 (35,700)	25,600 (35,700)	-		
11 埼玉県		33,900 (47,700)	31,200 (43,600)	31,600 (44,000)	35,100 (49,300)	24,300 (34,200)	30,500 (42,900)	24,100 (34,000)	40,100 (56,400)	25,200 (36,500)	26,700 (37,800)	27,100 (38,100)	44,300 (62,300)	25,000 (35,100)	25,400 (35,500)	23,800 (33,900)	25,100 (35,200)	25,600 (35,700)	25,600 (35,700)	-		
12 千葉県		33,800 (47,500)	30,800 (43,000)	31,200 (43,600)	35,100 (49,300)	24,300 (34,200)	30,500 (42,900)	24,100 (34,000)	40,100 (56,400)	25,200 (36,500)	26,700 (37,800)	27,100 (38,100)	44,300 (62,300)	25,000 (35,100)	25,400 (35,500)	23,800 (33,900)	25,100 (35,200)	25,600 (35,700)	25,600 (35,700)	-		
13 東京都		33,800 (47,500)	30,400 (42,700)	31,200 (43,600)	35,600 (50,100)	25,500 (35,900)	30,500 (42,900)	24,100 (34,000)	41,400 (57,800)	28,200 (41,100)	28,500 (41,400)	28,900 (41,800)	47,000 (65,700)	26,300 (37,000)	25,600 (36,300)	27,700 (38,400)	23,500 (34,200)	25,100 (35,800)	29,900 (40,600)	28,600 (39,300)	-	
14 神奈川県		33,700 (47,400)	30,100 (42,300)	31,200 (43,700)	34,800 (48,500)	24,000 (33,700)	32,100 (45,100)	24,100 (33,900)	40,800 (57,100)	26,400 (39,000)	27,400 (38,500)	28,900 (37,800)	45,400 (63,800)	26,200 (36,800)	25,600 (36,200)	28,900 (39,600)	22,300 (33,000)	25,100 (35,800)	27,500 (38,200)	27,900 (38,600)	-	
15 山梨県		34,000 (47,800)	30,400 (43,000)	31,200 (43,800)	34,200 (48,100)	24,600 (34,600)	30,400 (42,700)	24,000 (33,700)	41,100 (57,500)	27,800 (39,100)	27,400 (38,500)	28,900 (37,800)	44,500 (63,100)	25,300 (35,400)	25,700 (35,800)	23,900 (34,000)	25,200 (35,300)	25,700 (35,800)	27,000 (37,100)	27,000 (37,100)	-	
20 長野県		33,700 (47,400)	30,600 (43,000)	31,400 (44,100)	35,300 (49,500)	24,400 (34,300)	30,700 (43,200)	24,100 (33,900)	40,400 (56,700)	25,600 (36,900)	27,100 (38,200)	27,500 (38,600)	44,500 (62,900)	25,300 (35,400)	25,700 (35,800)	23,900 (34,000)	25,200 (35,300)	25,700 (35,800)	27,000 (37,100)	21,800 (30,700)	-	
北陸		15 新潟県	40,300 (58,700)	28,700 (41,800)	35,500 (50,500)	34,300 (48,200)	21,800 (30,800)	28,100 (39,600)	22,600 (31,800)	42,300 (59,500)	25,700 (38,100)	27,800 (39,100)	25,300 (35,600)	30,600 (43,000)	23,400 (32,900)	24,200 (33,700)	24,000 (33,500)	21,200 (28,800)	23,700 (33,200)	23,800 (33,300)	24,400 (34,900)	20,800 (29,200)
		16 富山県	39,900 (56,100)	29,600 (41,600)	35,800 (50,500)	35,300 (49,600)	23,300 (32,600)	28,600 (39,600)	22,600 (31,800)	43,000 (60,500)	28,400 (39,900)	28,400 (39,900)	25,100 (35,300)	34,400 (49,800)	25,900 (36,400)	24,900 (35,000)	24,900 (35,000)	21,300 (28,900)	23,700 (33,200)	23,800 (33,300)	24,800 (34,300)	-
		17 石川県	39,900 (56,100)	29,600 (41,600)	35,800 (50,500)	35,300 (49,600)	23,300 (32,600)	28,600 (39,600)	22,600 (31,800)	43,000 (60,500)	28,400 (39,900)	28,400 (39,900)	25,100 (35,300)	34,400 (49,800)	25,900 (36,400)	24,900 (35,000)	24,900 (35,000)	21,300 (28,900)	23,700 (33,200)	23,800 (33,300)	24,800 (34,300)	-
	中部	21 岐阜県	37,500 (52,700)	29,700 (41,800)	32,900 (45,800)	34,400 (48,400)	24,700 (34,200)	28,200 (39,200)	22,800 (32,000)	43,500 (60,500)	25,100 (35,300)	27,300 (38,400)	28,900 (40,100)	40,500 (58,000)	27,300 (37,700)	26,800 (37,200)	24,300 (34,700)	21,800 (32,200)	25,500 (35,900)	25,000 (35,400)	20,500 (29,500)	-
		22 静岡県	37,500 (52,700)	30,500 (42,900)	32,400 (45,800)	34,700 (48,700)	24,900 (34,400)	28,100 (39,100)	22,600 (31,800)	45,200 (62,700)	27,300 (38,400)	27,500 (38,600)	28,900 (40,100)	43,400 (60,900)	25,800 (36,300)	25,800 (36,300)	25,700 (36,200)	21,700 (32,200)	25,600 (36,100)	25,000 (35,500)	21,200 (29,200)	-
		23 愛知県	37,500 (52,700)	29,900 (41,600)	32,300 (45,400)	34,000 (48,000)	24,700 (34,200)	28,100 (39,100)	22,600 (31,800)	42,300 (59,500)	26,700 (38,100)	26,700 (38,100)	28,900 (40,100)	41,100 (58,600)	27,600 (38,100)	27,100 (37,600)	25,000 (35,500)	21,600 (32,100)	25,500 (36,000)	25,400 (35,900)	21,000 (29,500)	-
		24 三重県	37,500 (52,700)	29,700 (41,800)	32,400 (45,800)	35,400 (49,400)	23,800 (33,300)	27,900 (38,900)	22,400 (31,500)	42,400 (59,600)	26,100 (37,400)	24,500 (35,800)	28,900 (40,100)	42,500 (59,800)	25,800 (36,300)	25,800 (36,300)	24,400 (34,900)	22,200 (32,700)	25,600 (36,100)	26,400 (36,900)	21,000 (29,500)	-
	近畿	18 福井県	37,800 (53,100)	28,600 (40,200)	29,300 (41,200)	34,300 (48,200)	22,600 (32,000)	27,800 (38,800)	21,000 (30,500)	32,700 (45,700)	23,600 (34,600)	23,600 (34,600)	22,600 (32,100)	35,500 (50,000)	23,400 (33,900)	21,300 (31,800)	21,800 (32,300)	20,800 (31,300)	24,300 (34,800)	23,600 (34,100)	20,500 (29,000)	-
25 滋賀県		37,900 (53,300)	28,500 (40,500)	29,500 (41,500)	33,800 (47,800)	22,800 (32,100)	26,000 (36,900)	21,200 (30,700)	32,600 (45,600)	23,300 (34,300)	23,300 (34,300)	22,600 (32,100)	36,300 (50,800)	24,500 (35,000)	22,000 (32,500)	22,900 (33,400)	21,300 (31,800)	24,200 (34,700)	24,200 (34,700)	20,500 (29,000)	-	
26 京都府		37,900 (53,300)	28,500 (40,500)	29,500 (41,500)	33,800 (47,800)	22,800 (32,100)	26,000 (36,900)	21,200 (30,700)	32,600 (45,600)	23,300 (34,300)	23,300 (34,300)	22,600 (32,100)	36,300 (50,800)	24,500 (35,000)	22,000 (32,500)	22,900 (33,400)	21,300 (31,800)	24,200 (34,700)	24,200 (34,700)	20,500 (29,000)	-	
27 大阪府		37,800 (52,900)	28,600 (40,200)	29,300 (41,200)	34,500 (48,500)	23,700 (33,200)	27,900 (38,900)	21,300 (30,800)	33,500 (46,500)	24,700 (35,700)	23,700 (34,700)	22,600 (32,100)	37,800 (52,300)	25,800 (36,300)	25,800 (36,300)	25,700 (36,200)	21,700 (32,200)	24,200 (34,700)	24,400 (34,900)	20,500 (29,000)	-	
28 兵庫県		37,800 (53,100)	28,600 (40,200)	29,300 (41,200)	34,200 (48,100)	22,500 (31,800)	26,700 (37,600)	21,000 (30,500)	34,300 (47,300)	24,700 (35,700)	24,100 (35,100)	22,600 (32,100)	35,400 (50,000)	24,300 (34,800)	21,800 (32,300)	21,800 (32,300)	20,800 (31,300)	24,200 (34,700)	23,500 (34,000)	21,800 (30,800)	-	
29 奈良県		38,500 (54,100)	28,300 (40,500)	29,300 (41,500)	33,700 (47,700)	23,900 (33,600)	27,200 (38,200)	21,300 (30,800)	32,700 (45,700)	23,600 (34,600)	23,600 (34,600)	22										

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 8 この表は、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値)

地方経済圏別単価		所定労働時間内8時間当たりの金額(単位：円)									
都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	換気工	設備関係工	交通警備員A	交通警備員B	
北海道	23,200 (35,400)	-	24,500 (34,400)	22,100 (31,100)	21,300 (29,900)	20,300 (28,500)	23,600 (33,200)	22,700 (31,900)	14,600 (20,500)	12,000 (16,900)	
東北											
02 青森県	27,600 (50,000)	-	24,200 (41,300)	23,300 (31,100)	-	19,300 (27,100)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	13,500 (19,000)	11,800 (16,500)	
03 岩手県	27,000 (50,000)	-	24,400 (34,300)	23,400 (32,900)	-	18,500 (27,400)	22,000 (30,900)	21,900 (30,800)	14,500 (20,400)	12,300 (17,300)	
04 宮城県	28,800 (40,800)	-	26,600 (37,400)	23,000 (32,300)	-	19,600 (28,000)	22,000 (30,900)	21,900 (30,800)	15,900 (22,400)	13,200 (18,600)	
05 秋田県	27,300 (38,400)	-	24,400 (34,300)	23,300 (32,600)	-	19,400 (27,300)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	13,600 (19,100)	11,500 (16,200)	
06 山形県	26,700 (37,500)	-	25,700 (38,100)	23,300 (32,800)	21,400 (30,100)	20,600 (29,000)	22,100 (31,100)	22,000 (30,900)	15,500 (21,800)	12,900 (18,100)	
07 福島県	27,300 (38,400)	-	26,500 (37,300)	23,300 (32,800)	22,700 (31,900)	20,300 (28,500)	22,100 (31,100)	21,900 (30,800)	15,900 (22,400)	13,200 (18,600)	
関東											
08 茨城県	25,900 (36,400)	-	26,100 (35,500)	25,600 (35,000)	-	22,600 (31,800)	22,700 (31,500)	23,000 (32,300)	14,800 (20,800)	13,800 (19,400)	
09 栃木県	28,900 (36,600)	-	28,700 (40,400)	25,600 (35,000)	-	22,400 (31,500)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,400 (20,200)	12,800 (18,000)	
10 群馬県	25,000 (35,000)	-	27,800 (38,100)	25,800 (35,000)	24,400 (34,300)	21,800 (30,400)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	13,800 (19,400)	12,500 (17,800)	
11 埼玉県	25,500 (35,900)	-	28,300 (38,800)	25,700 (35,100)	-	22,900 (32,200)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,600 (20,500)	13,400 (18,800)	
12 千葉県	25,600 (36,000)	-	27,800 (38,100)	25,700 (35,100)	-	22,600 (31,800)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	15,100 (21,200)	13,500 (19,000)	
13 東京都	25,700 (36,100)	-	28,300 (39,400)	25,700 (36,100)	-	22,900 (32,200)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	15,600 (21,800)	13,900 (19,500)	
14 神奈川県	25,300 (35,600)	-	28,500 (40,100)	25,700 (36,100)	24,300 (34,200)	22,100 (31,100)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	15,500 (21,800)	13,900 (19,500)	
15 山梨県	25,500 (35,900)	-	28,700 (40,400)	25,700 (36,100)	24,300 (34,200)	22,000 (30,900)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	14,200 (20,000)	12,600 (18,000)	
16 長野県	24,800 (34,900)	-	27,500 (38,700)	25,900 (36,400)	24,500 (34,400)	21,700 (30,500)	22,700 (31,900)	23,000 (32,300)	13,100 (18,400)	11,400 (16,000)	
北陸											
17 新潟県	27,500 (38,700)	-	26,300 (36,600)	23,500 (33,000)	20,500 (28,800)	20,500 (28,800)	22,400 (31,500)	22,900 (32,200)	14,400 (20,200)	12,700 (17,900)	
18 富山県	26,700 (37,500)	-	26,200 (35,400)	23,400 (32,900)	20,300 (28,500)	21,000 (29,500)	22,400 (31,500)	22,900 (32,200)	14,200 (20,000)	13,100 (18,400)	
19 石川県	26,100 (36,700)	-	24,500 (34,400)	23,400 (32,900)	19,900 (28,000)	21,100 (29,700)	22,400 (31,500)	22,900 (32,200)	14,800 (20,800)	13,000 (18,300)	
中部											
20 岐阜県	26,500 (37,500)	-	25,400 (35,700)	25,500 (35,900)	22,700 (31,900)	21,300 (29,900)	24,800 (34,900)	24,800 (34,900)	14,700 (20,700)	13,100 (18,400)	
21 静岡県	26,300 (36,600)	-	25,800 (36,100)	25,500 (35,900)	22,700 (31,900)	21,300 (29,900)	24,800 (34,900)	24,800 (34,900)	15,200 (21,200)	13,600 (19,000)	
22 愛知県	26,100 (36,700)	-	28,800 (40,200)	25,500 (35,900)	22,700 (31,900)	21,500 (30,200)	24,700 (34,700)	24,800 (34,900)	15,700 (22,100)	13,300 (18,700)	
23 三重県	26,700 (37,500)	-	28,700 (40,400)	25,500 (35,900)	-	22,400 (31,500)	24,800 (34,900)	24,800 (34,900)	14,900 (20,900)	12,800 (18,000)	
近畿											
24 福井県	22,500 (31,600)	-	24,400 (34,300)	23,100 (32,500)	22,300 (31,400)	20,300 (28,500)	22,900 (32,200)	22,500 (31,600)	14,300 (20,100)	12,400 (17,400)	
25 滋賀県	24,300 (34,300)	-	24,800 (34,800)	22,900 (32,200)	-	21,200 (29,800)	23,300 (32,600)	23,500 (33,000)	13,800 (19,400)	11,500 (16,200)	
26 京都府	24,300 (34,300)	-	24,900 (35,000)	22,900 (32,200)	-	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	23,200 (32,600)	13,900 (19,500)	11,100 (16,600)	
27 大阪府	23,800 (33,600)	-	24,900 (35,000)	22,900 (32,200)	-	20,800 (29,200)	22,900 (32,200)	23,000 (32,300)	13,700 (19,300)	11,700 (16,900)	
28 兵庫県	23,600 (33,600)	22,600 (32,200)	24,900 (35,000)	22,900 (32,200)	-	20,600 (29,000)	23,000 (32,300)	23,000 (32,300)	14,000 (19,700)	11,500 (16,200)	
29 奈良県	24,300 (34,300)	-	25,100 (35,300)	22,600 (32,200)	-	21,800 (30,700)	23,300 (32,600)	22,900 (32,200)	14,100 (19,800)	11,900 (16,300)	
30 和歌山県	24,100 (33,900)	-	24,900 (35,000)	22,600 (32,200)	-	21,500 (30,200)	23,100 (32,500)	22,700 (31,900)	13,700 (19,300)	11,500 (16,200)	
中国											
31 鳥取県	20,100 (28,300)	22,800 (32,100)	22,300 (31,400)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,100 (19,800)	11,200 (15,700)	
32 島根県	20,000 (28,100)	22,900 (32,200)	21,800 (30,700)	21,400 (30,100)	17,900 (25,200)	19,300 (27,100)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,100 (19,800)	12,000 (16,900)	
33 岡山県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,700 (31,900)	21,400 (30,100)	17,800 (25,000)	19,500 (27,400)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,600 (20,500)	12,500 (17,600)	
34 広島県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	21,700 (30,500)	21,400 (30,100)	17,800 (25,000)	19,200 (26,600)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,800 (20,500)	12,300 (17,300)	
35 山口県	20,000 (28,100)	22,800 (32,100)	22,000 (30,900)	21,400 (30,100)	17,500 (25,000)	19,200 (26,600)	20,600 (28,000)	20,800 (28,200)	14,400 (20,200)	11,800 (16,700)	
四国											
36 徳島県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	19,600 (27,600)	-	22,000 (30,900)	13,700 (19,300)	12,300 (17,300)	
37 香川県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	19,600 (27,600)	-	22,000 (30,900)	13,800 (19,400)	12,400 (17,400)	
38 愛媛県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	19,600 (27,600)	-	22,000 (30,900)	13,100 (18,400)	11,300 (15,900)	
39 高知県	-	-	-	21,100 (29,700)	-	19,600 (27,600)	-	22,000 (30,900)	12,500 (17,600)	10,700 (15,000)	
九州											
40 福岡県	27,600 (38,800)	-	23,300 (32,600)	23,200 (32,600)	-	19,800 (27,800)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	13,900 (19,500)	12,200 (17,200)	
41 佐賀県	27,600 (38,800)	-	23,300 (32,600)	23,200 (32,600)	-	19,600 (27,600)	22,300 (31,400)	23,200 (32,600)	13,800 (19,400)	12,000 (16,900)	
42 長崎県	27,400 (38,500)	-	24,300 (34,200)	23,300 (32,800)	-	19,800 (27,800)	22,300 (31,400)	23,300 (32,600)	14,000 (19,700)	12,800 (18,000)	
43 熊本県	27,700 (38,900)	-	23,400 (32,900)	23,400 (32,900)	-	19,600 (27,600)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	13,600 (19,100)	11,700 (16,500)	
44 大分県	27,100 (38,100)	-	23,300 (32,800)	23,200 (32,600)	-	19,800 (27,800)	22,300 (31,400)	23,000 (32,300)	13,500 (19,000)	11,100 (15,600)	
45 宮崎県	26,900 (37,800)	-	23,200 (32,600)	23,200 (32,600)	-	18,800 (27,000)	22,300 (31,400)	22,900 (32,200)	13,800 (19,400)	10,700 (15,000)	
46 鹿児島県	27,100 (38,100)	-	23,000 (32,300)	23,300 (32,800)	-	19,700 (27,700)	22,300 (31,400)	22,900 (32,200)	14,700 (20,700)	12,500 (17,600)	
沖縄											
47 沖縄県	-	-	20,200 (28,400)	22,900 (32,200)	-	17,300 (24,300)	-	-	13,000 (18,500)	10,800 (15,200)	

(1) 参考

今回の調査（令和2年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○ 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

日当たり賃金	標準報酬月額	種類 負担率	労働保険	社会保険		社会保険料の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 ＋ 社会保険料の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
			雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (子ども・子育て拠出金を含む)			
			0.800%	5.830%	9.490%			
7,500	170,000		1,320	9,911	16,133	27,364	8,744	116.6%
10,000	220,000		1,760	12,826	20,878	35,464	11,612	116.1%
12,500	280,000		2,200	16,324	26,572	45,096	14,550	116.4%
15,000	340,000		2,640	19,822	32,266	54,728	17,488	116.6%
17,500	380,000		3,080	22,154	36,062	61,296	20,286	115.9%
20,000	440,000		3,520	25,652	41,756	70,928	23,224	116.1%
22,500	500,000		3,960	29,150	47,450	80,560	26,162	116.3%
25,000	560,000		4,400	32,648	53,144	90,192	29,100	116.4%
27,500	620,000		4,840	36,146	58,838	99,824	32,037	116.5%
30,000	650,000		5,280	37,895	58,838	102,013	34,637	115.5%

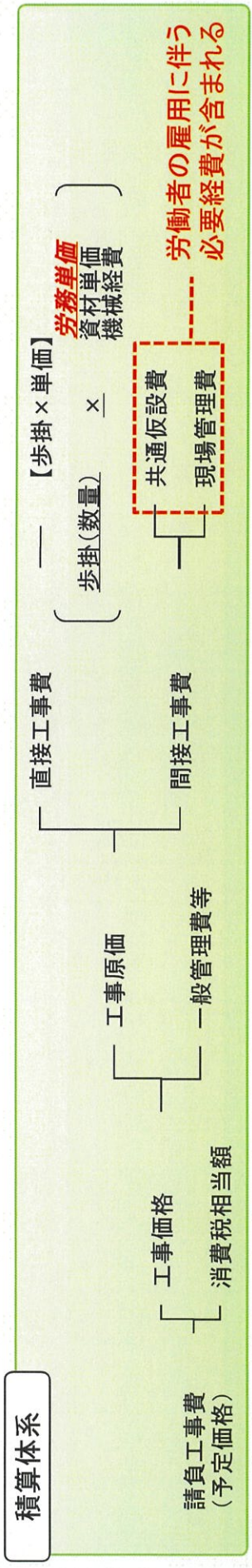
(単位：円)

※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
(例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円)
健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額
の上限額は 620,000 円。
(例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円)
「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険（東京都）の保険料額。介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、子ども・子育て拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「社会保険料の事業主負担額（日当たり）」は、「社会保険料の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
令和 3 年 1 月時点の保険料率

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



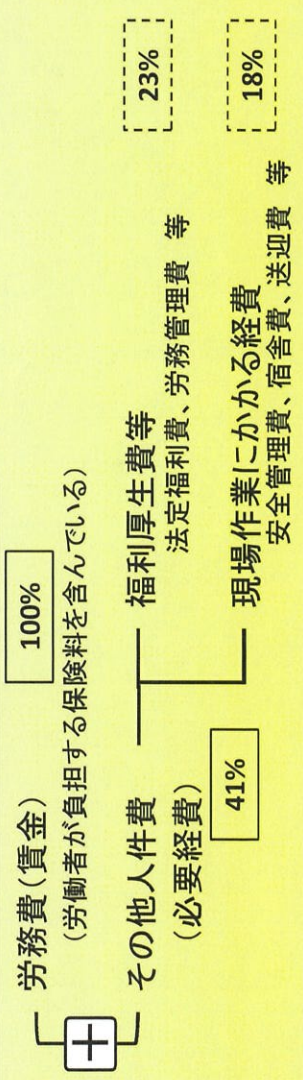
課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

労働者の雇用に伴い必要経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

